



2024年10月24日

各位

会社名 株式会社アイ・ピー・エス
代表者名 代表取締役社長 渡邊 寛
(東証スタンダード・コード4335)
問合せ先 取締役管理部長 中川 朋子
(TEL. 06-6292-6236)

譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、下記のとおり、自己株式の処分（以下「本自己株式処分」又は「処分」といいます。）を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

1. 処分の概要

(1) 処分期日	2024年11月22日
(2) 処分する株式の種類及び数	当社普通株式 10,000株
(3) 処分価額	1株につき1,050円
(4) 処分総額	10,500,000円
(5) 処分先及びその人数並びに処分株式の数	当社の取締役（社外取締役を除く。）1名 10,000株
(6) その他	本自己株式処分については、金融商品取引法施行令第2条の1第2第1号に定める募集又は売出しの届出を要しない有価証券の募集に該当し、かつ、発行価額の総額が1億円未満であるため、有価証券届出書、有価証券通知書及び臨時報告書の提出は行いません。

2. 処分の目的及び理由

当社は、2024年9月2日開催の取締役会において、当社の取締役（社外取締役を除く。以下「対象取締役」といいます。）に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えると同時に、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、対象取締役等を対象とする新たな報酬制度として、譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）を導入することを決議しました。また、2024年9月25日開催の第28回定時株主総会において、本制度を新たに導入し、当社の取締役（社外取締役を除く。）に対し、現行の取締役の金銭報酬枠とは別枠で、対象取締役に譲渡制限付株式を報酬等として付与し、又は、譲渡制限付株式の付与のための金銭報酬債権を報酬等として支給することにつき、ご承認をいただいております。

なお、本制度の概要等につきましては、以下のとおりです。

【本制度の概要等】

本制度に基づく譲渡制限付株式の付与は、当社の取締役会決議に基づき、以下のいずれかの方法で行うものといたします。

- 対象取締役に報酬等として金銭の払込み又は現物出資財産の給付を要せずに当社の普通株式（譲渡制限付株式）の発行もしくは処分を行う方法（以下「無償交付方式」という。）
- 対象取締役に対して報酬等として金銭報酬債権を支給し、対象取締役が当該金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付して、当社の普通株式（譲渡制限付株式）の発行もしくは処分を受ける方法（以下「現物出資方式」という。）

本制度に基づき無償交付方式又は現物出資方式により対象取締役に対して発行又は処分される当社の普通株式の総数は、無償交付方式と現物出資方式をあわせて、年30,000株以内、その報酬等の総額は上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として年額50,000千円以内（なお、①無償交付方式による場合、譲渡制限付株式の付与に際して金銭の払込は要しないものの、対象取締役の報酬額は、1株につき譲渡制限付株式付与に係る各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として算出します。また、②現物出資方式による場合、その1株あたりの払込金額は、譲渡制限付株式付与に係る各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値を基礎として本株式を引き受ける対象者に特に有利な金額としない範囲において取締役会において決定する金額とする。）といたします。なお、当社普通株式の株式分割、株式無償割当て又は株式併合が行われるなど株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、本割当株式の株式数を合理的に調整することができるものとします。

今般、当社は、本日開催の取締役会において、対象役員1名に対し、本制度の目的、対象役員の職責の範囲その他諸般の事情を勘案し、当社の普通株式10,000株（以下「本割当株式」といいます。）を処分することを決議いたしました。

3. 譲渡制限付株式割当契約の概要

本自己株式処分に伴い当社と対象取締役は譲渡制限付株式割当契約を締結いたしますが、その概要は以下の通りです。

- ① 対象取締役に対し無償交付方式により、2024年11月22日に本割当株式を交付する。
- ② 対象取締役は、本割当株式について、本割当株式の交付日から10年経過後の当社又は当社の子会社の取締役を退任する日までの間、本割当株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限期間」という。）。
- ③ 対象取締役が、当社の取締役会で別途定める期間（以下「役務提供期間」という。）が満了する前に当社又は子会社の取締役その他当社取締役会で定める地位を喪失した場合には、当社の取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。
- ④ 当社は、対象取締役が役務提供期間の間、継続して、上記③の地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、対象取締役が、役務提供期間が満了する前に、上記③に定める当社の取締役会が正当と認める理由により、上記③に定める地位を喪失した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて取締役会決議により合理的に調整するものとする。
- ⑤ 当社は、譲渡制限期間の満了時点または上記④で定める譲渡制限の解除時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式の全部について、当然に無償で取得する。また、当社は、対象取締役に当社の取締役会で別途定める一定の非違行為があった場合には、対象取締役から本割当株式の全てを無償で取得する。
- ⑥ 当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。
- ⑦ 上記⑥に規定する場合においては、当社は、上記⑥の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。
- ⑧ 本割当契約における意思表示及び通知の方法、本割当契約改定の方法その他取締役会で定める事項を本割当契約の内容とする。

⑨ 株式の管理

本割当株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象取締役等が三菱UFJモルガンスタンレー証券株式会社に開設した専用口座で管理される。

4. 処分価額の算定根拠及びその具体的内容

本自己株式処分における処分価額につきましては、恣意性を排除した価額とするため、当社取締役会決議日の直前営業日（2024年10月23日）の東京証券取引所における当社普通株式の終値である1,050円としております。これは、取締役会決議日直前の市場株価であり、合理的で、かつ特に有利な価額には該当しないものと考えております。

以 上